

北上市農林業施策ガイド



北上市

令和8年度

1 農地集積と保全対策		
農地を貸したい、借りたい	《農地中間管理事業》	1
優良農地の保安全管理を進めたい	《多面的機能支払交付金》	3
環境にやさしい農業に取り組みたい	《環境保全型農業直接支払交付金》	4
中山間地域での農業を続けたい	《中山間地域等直接支払交付金》	6
2 新規就農者の確保・育成		
新たに農業を始めたい(1)	《新規就農者育成総合対策の1》 (経営発展支援事業)	8
新たに農業を始めたい(2)	《新規就農者育成総合対策の2》 (就農準備資金・経営開始資金)	9
新たに農業を始めたい(3)	《親元就農支援事業費補助金》	12
農業経営を継承した	《経営継承・発展等支援事業補助金》	13
3 農畜産物の高品質化・安定生産・収益向上		
経営を拡大したい	《農業経営拡大推進事業費補助金》	14
米、麦、大豆等を安定的に生産したい	《収入減少影響緩和対策(ナラシ)》	15
麦、大豆等を安定的に生産したい	《畑作物の直接支払交付金(ゲタ)》	16
重点振興作物を新規栽培、面積拡大、経営維持したい	《北上市重点振興作物強化事業費補助金》	17
野菜、花卉、果樹を新規栽培、面積拡大したい	《北上市園芸産地拡大支援事業費補助金》	18
りんごの改植を実施したい	《北上市りんご改植支援事業費補助金》	19
弱った牧草地を更新したい	《自給粗飼料増産対策事業費補助金》	20
優良な素牛を購入、自家保留したい	《優良素牛導入保留事業費補助金》	21
きたかみ牛の出荷を拡大したい	《きたかみ牛生産奨励補助金》	22
家畜伝染病を予防したい(牛)	《家畜防疫事業費補助金》	23
畜産の生産費高騰、相場下落に備えたい(牛・豚)	《畜産経営安定対策事業費補助金》	24
農業用廃プラスチックを処分したい	《農業用廃プラスチック処理費補助金》	25

4 生産機械・施設の導入		
農業用機械等を導入したい(1)	《農地利用効率化等支援交付金》	26
農業用機械等を導入したい(2)	《地域農業構造転換支援事業》	27
農業用機械等を導入したい(3)	《産地生産基盤パワーアップ事業費補助金》	28
農業用機械等を導入したい(4)	《いわて農業生産強化ビジョン・ 地域計画実現支援事業》	29
農業用機械等を導入したい(5)	《農業制度資金》	30
農業用機械等を導入したい(6)	《農業用機械共同利用促進事業費補助金》	31
農業用機械等を導入したい(7)	《農業用先端技術機器等導入事業費補助金》	32
農業用機械等を導入したい(8)	《集落営農連携促進等事業》	33
畜産経営を拡大したい	《畜産クラスター事業》	34
5 6次産業化の取り組み		
6次産業化に取り組みたい	《新事業創出支援事業》	35
6 素材生産の拡大/作業道・里山林管理		
所有する山林の木材を運搬したい	《木材流通促進事業》	36
作業道や里山林の整備をしたい	《作業道等保安全管理支援事業》	37
7 鳥獣対策		
農作物を鳥獣から守りたい、有害鳥獣を捕まえたい	《電気柵、箱わな設置による鳥獣対策》	38
狩猟免許取得の際に補助を受けたい	《狩猟免許受験料補助金》	39

農地を貸したい、借りたい

農地中間管理事業

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

地域農業マスタープランを基本に据え、岩手県農地中間管理機構（機構）の公益社団法人岩手県農業公社が農地の中間的受け皿となり、担い手への農地集積・集約化を図るもので、リタイアや規模を縮小する農業者、農地の相続人等、自分で耕作できない農地を機構へ貸し付け、その農地を機構が担い手へ貸し付けます。



対象になる農地は？

市街化区域以外の農地となります。

農地集約化促進事業(国)について

①集約化加速タイプ

機構を通じた担い手の農地の集約化を推進するため、機構から転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付

【単価：1.0万円～3.0万円/10a】

これに加え、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や受け手不在農地を活用した誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を交付

【単価：5.0万円/10a】

②地域集約化実現タイプ

農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を機構に貸し付ける地域に支援金を交付

【単価：2.0万円～2.6万円/10a】

※交付単価は令和8年度の農林水産省による予定額です。

(農地を貸したい) 手続はどうするの？

貸したい人の動き

①プラン見直しの話合いに参加し、農地利用の方向付けを相談します。

①農業振興課の担当へ相談します。

②機構から委託を受けた市町村等と期間、賃料等の諸条件を相談し、契約します。
(機構に貸借に係る権利が移動)

③受け手が、まとまりのある形で利用できるよう、必要に応じて機構等が条件整備を実施します。

全体の流れ

所有者から農地を貸したいという申出

機構又は市町村と所有者との交渉
(期間、賃料等)

⇒貸借の契約締結

機構が農地中間管理権を取得

メリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間終了後、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。

※年間賃貸料の1%を事務手数料として負担していただきます。

(農地を借りたい) 手続はどうするの？

借りたい人の動き

①機構による借受希望者の募集に応募します。※農業振興課で受付をします。

②機構と期間、賃料等の諸条件を相談します。

②プラン見直しの話合いに参加し、農地の集積・集約化について相談します。

③農地の貸借内容が記載された農用地利用集積計画が公告されると、借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

全体の流れ

機構と借受希望者との交渉

農用地利用集積計画の作成

決定公告により、借受希望者へ貸借権が移動

メリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 農地の出し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、機構に一本化され、口座振替で便利です。

※年間賃借料の1%を事務手数料として負担していただきます。

優良農地の保全管理を進めたい

多面的機能支払交付金(国・県・市)

担当課

農林企画課農地林務係 TEL 72-8237

本事業の役割

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し支援を行います。

対象者は？

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織が対象です。

どのような事業内容？

1 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動(草刈、泥上等)に対して交付します。

2 資源向上支払交付金(共同活動)

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動(軽微な補修等)に対して交付します。

3 資源向上支払交付金(施設の長寿命化)

地域資源(農地、水路、農道等)の長寿命化を図る共同活動に対して交付します。

活動別交付単価(10アール当たり)

地目	①農地維持 支払交付金	②共同活動	③施設の 長寿命化	①+②	①+②+③ 注1
田	3,000円	2,400円	4,400円	5,400円	9,200円
畑	2,000円	1,440円	2,000円	3,440円	5,080円
草地	250円	240円	400円	490円	830円

注1・・・②と③を一緒に取組む場合は、②の単価は0.75を乗じた額になります。

対象になる農地は？

農振農用地区域内の農用地である必要があります。

手続はどうするの？

- 1 組織の設立
- 2 事業計画の作成
- 3 交付金の交付
- 4 活動の実施
- 5 実施状況報告書の提出

環境にやさしい農業に取り組みたい

環境保全型農業直接支払交付金(国・県・市)

担当課

農林企画課農地林務係 TEL 72-8237

本事業の役割

環境保全に効果の高い営農活動を行う組織等を支援します。

対象者は？

農業者団体(複数の農業者と地域住民等によって構成される任意組織)が対象になります。

対象となる農業者は？

- 1 主作物について販売することを目的に生産を行っていること。
- 2 環境負荷低減のチェックシートを提出すること。

対象となる農地は？

北上市内の、農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地が対象になります。

事業要件は？

- 1 推進活動(自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動)を実施する必要があります。
- 2 有機JAS認証を取得している農業者以外は、国際水準の有機農業を実施する必要があります。具体的には、農場管理シート・現地確認チェックリスト・資材証明書等の写しの提出などになります。

どのような事業内容？

次の取組を行った場合、取組内容等に応じた交付単価(注1)で交付金を交付します。

- 1 有機農業(無肥料・無農薬)の取組
- 2 5割低減の取組(注2)と合わせて行う次の取組
(1)堆肥の施用 (2)緑肥の施用 (3)総合防除 (4)炭の投入

注1…交付単価は、単価表(環境保全型直接支払交付金)をご覧ください。

注2…5割低減の取組は、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組です。

手続はどうするの？

- 1 組織の設立
- 2 事業計画書の提出
- 3 活動の実施
- 4 実施状況報告書の提出
- 5 交付金の交付

単価表(環境保全型直接支払交付金)

取組内容	交付単価 (10アール当たり)
有機農業 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り2,000円を加算。)	14,000円
有機農業(そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物)	3,000円
5割低減の取組と合わせて行う 堆肥の施用(炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用)	3,600円
5割低減の取組と合わせて行う 緑肥の施用	5,000円
5割低減の取組と合わせて行う 総合防除	4,000円
5割低減の取組と合わせて行う 総合防除(そば、あわ、ひえ、きび又は飼料作物)	2,000円
5割低減の取組と合わせて行う 炭の投入	5,000円
有機農業の拡大に向けた活動	4,000円



中山間地域での農業を続けたい

中山間地域等直接支払交付金(国・県・市)

担当課

農林企画課農地林務係 TEL 72-8237

本事業の役割

農業生産条件が不利な中山間地域において、農用地を管理する農業者等を支援します。

対象者は？

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定を受け、農用地を維持・管理するための取組(協定)を締結し、協定に基づき、5年間以上農業生産活動を行う農業者等が対象です。

どのような事業内容？

対象農用地の地目や区分(傾斜等)に応じた交付単価により、面積に応じて一定額を交付します。

対象になる地域は？

「特定山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「棚田地域振興法」等によって指定された地域になります。

北上市内では、旧立花村、旧横川目村、旧福岡村、旧稲瀬村、旧更木村、旧岩崎村が該当します。

対象になる農地は？

対象となる農用地の条件及び交付単価は、条件別単価表(中山間地域等直接支払交付金)をご覧ください。

手続はどうするの？

- 1 協定の締結
- 2 計画書の提出
- 3 活動の実施
- 4 交付金の交付

条件別単価表(中山間地域等直接支払交付金)

地目	区分	交付単価 (10アール当たり)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000円
	緩傾斜(1/100以上)	8,000円
畑	急傾斜(15° 以上)	11,500円
	緩傾斜(8° 以上)	3,500円
草地	急傾斜(15° 以上)	10,500円
	緩傾斜(8° 以上)	3,000円
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500円
採草牧草地	急傾斜(15° 以上)	1,000円
	緩傾斜(8° 以上)	300円

※小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

交付を受けるために必要な活動と交付の割合。

1 集落協定の場合

必須活動(注1)のみを行った場合、交付単価の8割の交付を受けられます。

必須活動に加え、協定期間中(令和11年度まで)に、ネットワーク化活動計画を策定した場合、交付単価の10割の交付を受けられます。

2 個別協定の場合

自作地を対象にしない場合は、必須活動を行うことで10割の交付を受けられます。

自作地を対象にする場合は、必須活動のみを行った場合8割の交付を受けられ、必須活動に加え、利用権の設定又は基幹的農作業受託面積の合計が、協定農用地面積の10%又は0.5ヘクタール増加した場合、10割の交付を受けられます。

注1・・・「必須活動」とは、水路の泥上げや農道の草刈等の「農業生産活動等」と、景観作物の作付や魚類の保護など「多面的機能を高める活動」です。

次のような加算措置を受けられます。

地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

- 1 棚田地域振興活動加算
- 2 超急傾斜地農地保全管理加算
- 3 ネットワーク化加算
- 4 スマート農業加算

新たに農業を始めたい(1)

新規就農者育成総合対策の1(経営発展支援事業)(国・県)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

就農後の経営発展のために機械・施設を導入する場合の事業費を補助するもの。(県支援分の2倍を国が支援。)

対象要件は？

- ・独立・自営就農時の年齢が49歳以下であり、次世代を担う農業者になることについて強い意欲を示していること。
- ・事業実施年度または前年度に農業経営を開始する認定新規就農者であること。
- ・目標地図に位置付けられている、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ・農地の権利を有することや主要な農業機械を所有している(または借りている)こと 等

補助率などは？

補助率 : 県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2)

例 : 国1/2、県1/4、本人1/4

支援額 : 補助対象事業費の上限 1,000万円

※「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費の上限 500万円

対象経費 : 機械(軽トラックは除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新種・改植、機械等リース料等

※初期投資的な経費が対象。本人負担分について融資を受ける必要があります。

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 計画書の提出
- (3) 申請書の提出
- (4) 助成金の交付

新たに農業を始めたい(2)

新規就農者育成総合対策の2(就農準備資金・経営開始資金)(国)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

次世代を担う農業者を目指して新たに農業を始める方を支援するために資金を交付します。就農前の研修段階のための就農準備資金と経営直後の経営確立のための経営開始資金の2つの支援タイプがあります。

対象者は？

- (1) 就農準備資金…就農予定時の年齢が49歳以下の方が対象です。
- (2) 経営開始資金…認定新規就農者で就農時の年齢が原則49歳以下の方が対象です。

どのような事業内容？

- (1) 就農準備資金…次世代を担う農業者となることを目指し、県立農業大学校等の農業経営者育成教育機関等で、就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける場合、就農予定時の年齢が49歳以下の方に対し年間最大165万円(月額13.75万円)を最長2年間交付。
- (2) 経営開始資金…経営開始時に49歳以下で、目標地図に位置付けられた認定新規就農者に対し、市を通じて年間最大165万円(月額13.75万円)を最長3年間交付。

どのような手続をするの？

- (1) 就農準備資金…本事業の活用を検討する際は、担当課にお問い合わせください。
- (2) 経営開始資金
 - ① 担当課に相談
 - ② 計画書の提出
 - ③ 交付の申請
 - ④ 資金の交付

新規就農者育成総合対策(就農準備資金)

資金交付要件

- 1 就農予定時の年齢が、49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 2 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農(※)を目指すこと。
※親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は法人の共同経営者になること。
・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること。
- 3 都道府県が認めた研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること。
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 5 生活保護、求職者支援制度等、生活費を支給する国の他の事業と重複して交付を受けていないこと。
- 6 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。

交付停止

研修を途中で休止、中止した場合

返還について

次に該当した場合、交付金を返還しなくてはなりません。

- 1 適切な研修を行っていない場合
・交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
- 2 研修終了後※1年以内に原則49歳以下で就農をしなかった場合
※準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後。
- 3 交付期間の1.5倍(または2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- 4 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合
- 5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

新規就農者育成総合対策(経営開始資金)

資金交付要件

- 1 就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。
- 2 独立・自営就農であること。
 - ・経営を継承する場合、経営発展に向けた取組みを行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市長に認められること。
 - ・自ら作成した青年等就農計画等に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすもの
 - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
 - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する。
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
- 3 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること。
 - ・独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- 4 経営を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市長に認められること。
- 5 目標地区に位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 6 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と見込まれること。
- 7 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。また、農の雇用事業及び経営継承・発展支援事業による助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- 8 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。

交付停止

次に該当した場合、交付が停止になります。

- 1 農業経営を休止または中止した場合
- 2 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合
- 3 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な農業経営を行っていないと市が判断した場合

返還について

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、農業を続けなかった場合、交付金を返還しなくてはなりません。

新たに農業を始めたい(3)

親元就農支援事業費補助金(市)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

農業の担い手(中心経営体など)の後継者不足を解消するため、身近な親元等への就農を推進し、地域農業の新たな育成を支援します。

対象者は？

農業を主たる生計としている農業経営者に就農しようとする方で、次の要件に該当する方です。

- ・市内に住所を有する60歳以下の方
- ・令和3年4月1日以降、新たに三親等以内の市内に住所を有する農業経営者に就農した方
- ・一定規模以上の面積を有している農業経営者に就農した方
(水稲5ha以上、野菜等については同等の収益を見込める面積)
- ・国の経営開始資金等の交付を受けていない方
- ・市税の滞納がない方

補助金額は？

一人当たり年60万円(2年間)

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 申請書の提出
 - ・就農したことがわかる書類により申請
- (3) 補助金の交付
- (4) 就農状況確認
 - ・補助金交付終了後2年間を含み、就農状況を確認
(就農していないことが確認された場合は、就農していない期間に応じた補助金返還)

農業を継承した

経営継承・発展等支援事業補助金（国・市）

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化が進行しています。そのため、担い手から経営を継承し、発展させるための取組みを支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的とします。

どのような事業内容？

経営を継承して要件を満たした場合、最大100万円を上限として補助

補助条件は？

- ・先代事業者は、中心経営体であった。
- ・経営発展計画を策定している。
- ・後継者の名義で確定申告等を行っている。
- ・青色申告者である。
- ・家族経営協定を締結している。（後継者が家族農業経営の場合）

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 計画書の提出（公募期間内に限る）
- (3) 申請書の提出（採択された場合に限る）
- (4) 補助金の交付

経営を拡大したい

農業経営拡大推進事業費補助金(市)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

5ha以上の経営面積を有する担い手に対し、経営拡大に取り組む際に要する資機材の購入費を支援します。また、中山間地域における営農継続及び経営の拡大を支援します。

対象者は？

次の要件のすべてに該当する方です。

- ・ 市内に住所を有し、認定農業者又は中心経営体に位置付けられている、又は位置付けられる見込みである農業者(法人組織は除く。)であること。
- ・ 水稻等の経営面積の合計が5ヘクタール以上であること。

(中山間地域で営農する農家においては、2ヘクタール以上であること。)

- ・ 他の補助事業と重複して申請していないこと。
- ・ 市税を滞納していないこと。

補助対象となる経費は？

- ・ 農業用ハウス1棟分の資材、フォークリフト、フレコンスケール、糞摺り機、乾燥機、色彩選別機
- ・ トラクター、田植機、コンバイン(中山間地域で営農する農家のみが対象)

※但し、消費税及び地方消費税の額を除く。

補助金額は？

補助対象経費の1/4以内の額(上限50万円)

手順はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 申請書の提出
- (3) 事業実施
- (4) 事業の完了報告及び補助金請求
- (5) 補助金の交付

米、麦、大豆等を安定的に生産したい

収入減少影響緩和対策(ナラシ)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

米価等が下落した場合に収入を補てんする仕組みの制度です。

当年産の米、麦、大豆の収入額の合計が標準的収入額(※)を下回った場合に、減収額の9割が補てんされます。

※標準的収入とは、直近5年間のうち最高収入額と最低収入額を除いた3年分の収入を平均した金額で、毎年、都道府県ごとに標準収入額が告示されます。

対象者は？

認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者が対象になります。

どのような事業内容？

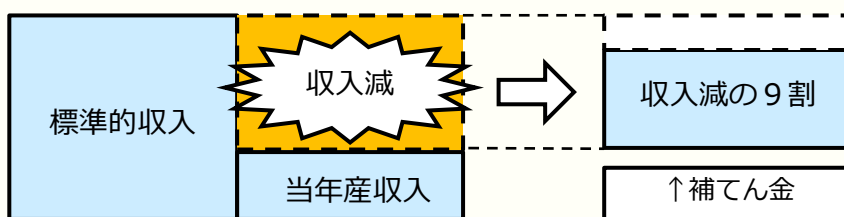
岩手県の標準的収入より当年産収入が少ないとき、補てん金が交付されます。

作物は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょが対象です。

標準収入金額は、毎年5月上旬に告示され、農林水産省HPで公開されます。

収穫後、当年産収入額が公開されれば、次の計算式で交付金額を計算できます。

$$\text{交付金額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$



$$\text{交付金額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

手続はどうするの？

北上市農業再生協議会に交付申請書を提出してください。

【加入申請期限 6月30日】

麦、大豆等を安定的に生産したい

畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

国産農産物(麦、大豆、そば、なたね等)の生産及び販売を行う農業者に対し、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

対象者は？

認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者が対象になります。

どのような事業内容？

支払方法は(1)数量払いと(2)面積払いの2つがあり、面積払いは先払いとなります。

- (1) 生産量と品質に応じて交付する「数量払い」を基本として支払います。
- (2) 営農を継続するために必要な最低限の額を「面積払い(営農継続支払)」として支払います。
面積払いは数量払いの交付金額から差し引かれて交付されます。

数量払い平均交付単価(10a当たり)

対象作物	課税事業者	免税事業者
小麦(円/60kg)	5,590	6,000
二条大麦(円/50kg)	4,900	5,220
六条大麦(円/50kg)	5,710	6,110
はだか麦(円/60kg)	8,330	8,850
大豆(円/60kg)	10,340	10,910
そば(円/45kg)	15,930	16,730
なたね(円/60kg)	6,410	6,820

面積払い交付単価

20,000円／10a
(そば13,000円／10a)

※当年産の作付面積に応じて数量払いの先払いとして交付されます。

手続はどうするの？

北上市農業再生協議会に交付申請書を提出してください。

【加入申請期限 6月30日】

重点振興作物を新規栽培、面積拡大、経営維持したい

北上市重点振興作物強化事業費補助金(市・JA)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

重点振興作物(アスパラガス、ニ子さといも、ねぎ、せり、小菊、ピーマン、トマト(ミニトマトを含む)、きゅうり)の新規栽培、面積拡大、経営維持に要する資材経費等を支援します。

対象者は？

- ①重点振興作物の新規栽培、面積拡大に取り組む農業者や法人
(新規栽培面積または拡大する面積が300㎡以上 ※せりは100㎡以上)
- ②重点振興作物を既に栽培し、機械または設備を導入して経営維持に取り組む農業者や法人
(栽培面積が300㎡以上 ※せりは100㎡以上)
- ③重点振興作物のハウス栽培において、高温対策資材を用いて高温対策に取り組む方
(栽培面積が100㎡以上)

どのような事業内容？

当年の栽培のために購入したものに対して補助されます。

対象者	補助対象経費	種別	補助額
①	栽培用資材費	種苗、支柱、鉢、ネット、ロープ、マルチ	補助対象経費の合計額の4分の1以内の額
	土壌用費	肥料、土壌改良資材、堆肥、農薬、土壌精密検査費	
①、②	機械導入費	畝立て・マルチ用機械、育苗用機械、植付用機械、防除用機械、収穫用機械、出荷調整用機械	補助対象経費の合計額の4分の1以内の額 ※上限20万円
	設備導入費	かん水装置、制御装置、ハウス部材	
③	高温対策資材費	遮光幕、遮熱資材、断熱材、塗布剤	補助対象経費の合計額の4分の1以内の額 ※上限10万円

これに加え、JAいわて花巻の組合員の方は、JAいわて花巻からの事業補助を受けられる場合があります。

手続はどうするの？

7月31日までにJAいわて花巻北上地域営農グループ(TEL 71-1333)へ申し込んでください。
※補助金はJAいわて花巻地域営農グループを通じて交付されます。

野菜、花卉、果樹を新規栽培、面積拡大したい

北上市園芸産地拡大支援事業費補助金(市・JA)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

野菜、花卉や果樹の新規栽培又は面積拡大に要する資材経費等を支援します。

対象者は？

野菜、花卉や果樹の新規栽培、面積拡大を行う農業者や法人が対象になります。

交付条件は？

申請年度に100㎡以上の作付を行う農地が対象になります。

どのような事業内容？

当年の栽培のために購入したものに対して補助されます。

補助対象経費	種別	補助金額
栽培用資材費	種苗、支柱、鉢、ネット、ロープ、マルチ	補助対象経費の合計額の4分の1以内の額とし、その上限は20万円とする。ただし、補助対象経費が10万円以上の事業に限る。
土壌用費	肥料、土壌改良資材、堆肥、農薬、土壌精密検査費	
機械導入費	畝立て・マルチ用機械、育苗用機械、植付用機械、防除用機械、収穫用機械、出荷調整用機械	
設備導入費	かん水装置、制御装置、ハウス部材	

これに加え、JAいわて花巻の組合員の方は、JAいわて花巻から補助事業を受けられる場合があります。

手続はどうするの？

- (1) 申請書の提出【7月31日まで】
- (2) 審査、交付の決定
- (3) 完了届の提出
- (4) 請求書の提出

こちらの事業は農業振興課又はJAいわて花巻北上地域営農グループ(TEL 71-1333)経由での申請となります。

りんごの改植を実施したい

北上市りんご改植支援事業費補助金(市・JA)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

りんごの品質向上と安定的な生産継続を支援するために、改植に要する費用の一部を補助します。

対象者は？

北上市内に住所があり、出荷を目的としてりんごを生産している方が対象となる改植を実施する場合に対象となります。

対象となる改植とは？

200㎡以上の対象品種の改植

<対象品種> ※果樹産地構造改革計画書において定められている品種が対象です

紅口マン・きおう・つがる姫・紅いわて・ニュージョナゴールド・滝田ジョナゴールド・シナノスイート・シナノゴールド・王林・ふじ（三島系、高橋系、宮美ふじ、極ふじ、コスモふじ）・はるか

どのような事業内容？

対象経費	苗木、支柱、土壌改良費
補助金額	対象経費の合計金額の4分の1以内の金額(上限20万円) ※1,000円未満の端数を切り捨てた額

※申請年度に実施する改植のために購入したものが補助の対象です。

手続はどうするの？

JAIわて花巻北上地域営農グループ(TEL 71-1333)へ申し込んでください。

※補助金はJAIわて花巻地域営農グループを通じて交付されます。

弱った牧草地を更新したい

自給粗飼料増産対策事業費補助金(市)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

草地更新を行い、自給粗飼料を増産する取組に対し、草地更新に要する資材(種子、肥料、土壌改良剤、農薬等)の購入経費を支援します。

対象者は？

草地更新に取り組む農業経営体(法人、集落営農を含む)が対象です。

どのような事業内容？

補助対象経費は草地更新に要する資材の購入経費(種子、肥料、土壌改良剤、農薬等)の2分の1以内の額として、補助上限額は次の表のとおりです。

草地更新の種別		補助上限額 (10aあたり)
完全更新	(プラウにより)全面耕起(土壌反転耕)をした後に施肥及び播種をする。	15,000円
簡易更新	上記以外の方法で土壌の改良をした後に、施肥及び播種をする。 例) 表層攪拌法:ロータリ、ディスクハロー等で表層を攪拌して播種をする 作溝法:溝を切り播種をする 穿孔法:地表に穴をあけて播種をする 部分耕起法:部分的に耕起して播種をする など	3,000円

※1農業経営体あたりの補助の対象となる面積の上限は300aです。

交付条件は？

市税を滞納していないこと。

手続きはどうするの？

上記の担当課にお問い合わせください。

優良な素牛を購入、自家保留したい

優良素牛導入保留事業費補助金(市・JA)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

北上市の肉用牛、乳用牛の資質の向上を図り、優良な繁殖用雌牛の購入又は自家保留に対して支援します。

どのような事業内容？

1頭につき4万円の補助金が交付されます。

なお、同一の牛が複数年で重複して補助申請をすることはできません。

対象者は？

市内に住所を有する畜産農家(法人含む)で、JAいわて花巻の組合員が対象です。

交付条件は？

【対象の肉用牛】

前年度3月1日から当年度2月末の期間において、JAいわて花巻が適当と認め、購入又は自家保留し、その時点で生後6月齢から18月齢までの黒毛和種繁殖雌牛であって、次の要件のいずれかに該当するもの。

- (1) 父牛又は母牛の育種価の脂肪交雑がA
- (2) 父牛又は母牛の育種価の脂肪交雑がB、かつ、他の5項目のうち、2項目がB以上
- (3) 父牛又は母の父牛が岩手県の基幹種雄牛
- (4) 花巻農業協同組合が推奨する種雄牛

【対象の乳用牛】

前年度3月1日から当年度2月末の期間内において、JAいわて花巻が適当と認め、購入又は自家保留し、その時点で生後6月齢から36月齢までの乳用繁殖雌牛であって、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の血統登録を有しているもの。

手続はどうするの？

本人も手続できますが、(1)と(3)はJAいわて花巻に委任することができます。

- (1) 申請書の提出
- (2) 交付の決定
- (3) 請求書の提出

きたかみ牛の出荷を拡大したい

きたかみ牛生産奨励補助金(市・JA)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

きたかみ牛を出荷した場合に奨励補助金が交付される制度です。

どのような事業内容？

出荷1頭ごとに2,500円が交付されるほか、出荷規模が1～29頭で10万円、30～59頭で20万円、60頭以上で30万円の補助金が交付されます。

対象者は？

市内に住所を有する畜産農家(法人含む)で、JAいわて花巻の組合員が対象です。

交付条件は？

前年度の3月1日から当該年度2月末までの期間において、きたかみ牛を出荷し、次の要件のいずれかに該当するもの。

- (1)繁殖用雌牛と肥育牛を飼育する一貫経営を行っていること。
- (2)市内産の肥育用子牛を購入していること。
- (3)当年度の出荷頭数が前年度より増加していること。

きたかみ牛とは

表の太枠に分類された牛をきたかみ牛として出荷しています。(いわて牛は点線部分)

格付規格の表示区分

歩留等級	肉質等級				
	5	4	3	2	1
A	A5	A4	A3	A2	A1
B	B5	B4	B3	B2	B1
C	C5	C4	C3	C2	C1

手続はどうするの？

本人も手続できますが、(1)と(3)はJAいわて花巻に委任することができます。

- (1) 申請書の提出
- (2) 交付の決定
- (3) 請求書の提出

家畜伝染病を予防したい(牛)

家畜防疫事業費補助金(市・JA)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

子牛の流産、奇形出産の原因となるアカバネ病及び牛ウイルス性下痢・粘膜病(通称、BVD病)等を防止するための予防接種を行う畜産農家(法人含む)に対し、補助金を交付します。

どのような事業内容?

予防接種ワクチンの費用の一部及びJAが手配する保定人(牛を押さえる役)の日当が補助されます。

対象者は?

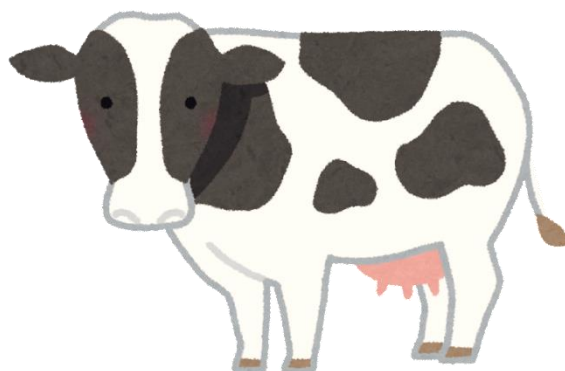
市内で雌牛を飼育する者が対象です。

交付条件は?

補助金はJAいわて花巻が取りまとめるため、生産者はあらかじめJAいわて花巻に対して、対象となる頭数を報告する必要があります。

手続はどうするの?

JAいわて花巻が取りまとめ、生産者に代わって市に対して補助金交付申請を行います。



畜産の生産費高騰、相場下落に備えたい(牛・豚)

畜産経営安定対策事業費補助金(県・市・JAほか)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

あらかじめ国と生産者で基金積み立てを行うことで、牛肉や豚肉の価格下落に備えます。

対象者は？

肉用牛肥育経営や養豚経営を営む者が対象です。

どのような事業内容？

生産者が負担した金額のうち、8分の1が補助されます。

【内訳】

積立額 = 1頭当たり 国負担3/4、生産者負担1/4

生産者負担1/4のうち

1 肉用牛肥育経営安定対策事業費補助金 (市費)

(1) 系統:市1/8、JA1/8、県1/16、その他生産者

(2) 商系:市1/8、県1/16、その他生産者

2 肉豚経営安定対策事業費補助金 (市費)

(1) 系統:市1/8、県1/8、JA1/8、全農1/8、その他生産者

(2) 商系:市1/8、県1/8、その他生産者

交付条件は？

補助金はJAいわて花巻と配合飼料価格安定基金協会を通して交付されるため、生産者は、あらかじめJAいわて花巻又は基金協会に対して、対象となる頭数を登録する必要があります。

手続はどうするの？

JAいわて花巻と基金協会が生産者の登録頭数を取りまとめ、生産者に代わって市に対して補助金交付申請を行います。

農業用廃プラスチックを処分したい

農業用廃プラスチック処理費補助金(市・JA)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

農家から排出される廃プラスチックを夏と秋に回収を行っていますが、その処理費について補助を行います。

対象者は？

市内の農家が対象です。

どのような事業内容？

農業用廃プラスチックと育苗箱の回収に係る補助金が交付されます。

手続はどうするの？

希望者は、別途示される回収日程に合わせて回収場所へお持ちください。補助額を除いた分を処理料として負担いただきます。(回収料金は後日指定口座からの引き落とし)

詳細は上記の担当課にお問い合わせください。

農業用機械等を導入したい(1)

農地利用効率化等支援交付金(国)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

経営改善の取り組みに必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。

対象者は？

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が対象です。

交付条件は？

付加価値額(収入総額－費用総額＋人件費)の向上及び面積の拡大に取り組むこと、機械導入に必要な下限面積を超えている又は超える見込みがあること、補助金額以上の融資借入をすること等。

どのような事業内容？

農業用機械(トラクター、コンバイン、乾燥機等)や施設の導入について、事業規模に応じて次のとおり支援します。

※経営体の経営改善の実績と目標等をポイント化し、上位から採択されます。

※運搬用トラック、パソコン等の汎用性の高いものや、既存機械等の単純更新は対象外です。

(1) 融資主体支援タイプ(融資を受けて機械等を導入する際の支援)

補助率:3/10以内 上限額:300万円

※目標地図に位置図けられたものであって、目標年度の経営面積が基準以上となる場合

補助率:3/10以内 上限額:600万円

(2) 条件不利地域支援タイプ(小規模な地域における機械の共同利用等を支援)

補助率:1/2以内 ※農業用機械は1/3以内 上限:4,000万円

手続はどうするの？

- (1) 要望調査(導入年の1月～2月)
- (2) 計画書の作成・申請(4月)
- (3) 計画承認・事業着工(7月)
- (4) 補助金の交付決定(9月)
- (5) 事業完了(10月)



※手続時期は変更となる場合があります。

農業用機械等を導入したい(2)

地域農業構造転換支援事業(国)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

経営改善の取り組みに必要な農業用機械の導入を支援します。

対象者は？

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が対象です。

交付条件は？

①次のいずれかの成果目標を選択し、成果目標の達成に直結する農業用機械であること。

<成果目標>

- ・経営面積の3割又は4ha以上の拡大
- ・付加価値額1割以上の拡大 ※付加価値額=収入総額-費用総額+人件費
- ・労働生産性3%以上の向上

②対象地区

地域計画の目標集積率が6割以上であること。

どのような事業内容？

農業用機械等(トラクター、コンバイン、乾燥機等)の導入について支援します。

⇒補助率3/10以内(補助上限額:個人1,500万円、法人3,000万円)

※実績や取組み目標等をポイント化し、上位から採択されます。

※運搬用トラック、パソコン等の汎用性の高いものや、既存機械等の単純更新は対象外です。

手続はどうするの？

- (1) 要望調査(12月～1月)
- (2) 計画書の作成・申請(5月)
- (3) 計画承認・事業着工(8月)
- (4) 補助金の交付決定(10月)
- (5) 事業完了(10月)

※手続時期は変更となる場合があります。

農業用機械等を導入したい(3)

産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(国)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

販売額の増加やコスト削減による収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者などが行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、海外輸出のための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、産地の生産基盤強化・継承、土づくりの展開等を支援します。

対象者は？

農業者や農業者で組織される団体等が対象です。

どのような事業内容？

- ①新市場獲得対策(輸出等の新市場に対応するための生産、供給体制整備)
- ②収益性向上対策(収益力強化の計画を達成するために必要な農業機械や生産資材の導入)
- ③生産基盤強化対策(継承ハウスや園地の再整備改修、堆肥や緑肥の実証的な活用)

の3つに大別されます ※令和7年度補正予算

事業費の1/2以内の補助率で、規模拡大等に要する機械や施設等の導入に対する支援が受けられます。下限面積が設定されているため、目標年度までに下限面積を達成する必要があるほか、50万円未満の機械や汎用性の高い機械(トラック等)は対象外です。

交付条件は？

基本的に、目標年度までに販売額や作付面積の増加、コスト削減等の目標を設定した産地パワーアップ計画を作成し、目標を達成するための機械や設備を導入することが条件となっています。設定可能な目標や導入可能な機械や設備は情勢に応じて変更される可能性がありますので活用をご検討の際は農林水産省の事業ホームページを確認するか、担当課へご相談ください。

手続はどうするの？

上記の担当課にお問い合わせください。

農業用機械等を導入したい(4)

いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業(県・市)

※旧 地域農業計画実践支援事業

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

いわて農業生産強化ビジョン及び地域計画の実現のため、岩手県と市町村で補助を行い、次の目的の達成に向けて支援を行う、岩手県独自の事業です。

対象者は？

農業を担う者である集落営農組織・法人、農業を担う者等で組織する団体、農業協同組合の生産部会等が対象です。

どのような事業内容？

(1) 担い手育成型

経営の高度化を図るために必要な機械・施設等の導入を支援

補助率:1/2、補助上限額:1,000万円(園芸等、畜産、水稻)

補助率:3/10、補助上限額:300万円(水稻、麦、大豆、そば)

(2) 地域資源活用型

自ら生産又は採取した農畜産物等を活用した食品の加工、流通、販売を一体的に取り組むために必要な機械・施設の導入を支援

補助率:1/2、補助上限額:1,000万円

(3) リーディング経営体育成型

リーディング経営体の目標達成に必要な機械・施設の導入を支援

補助率:1/2、補助上限額:1,000万円

(4) 白地農地解消型

地域計画において将来の受け手が位置付けられていない農地の解消に必要な機械の改良、施設の改修を支援((1)~(3)のいずれかと一体的に取り組む場合に限る。)

補助率:1/2、補助上限額:1,000万円

交付条件は？

経営面積の拡大、販売量の増等2つの成果目標を設定すること。

手続はどうするの？

上記の担当課にお問い合わせください。

農業用機械等を導入したい(5)

農業制度資金

担当課

農林企画課農林企画係 TEL 72-8235

本事業の役割

農協や銀行等から資金を借りた場合、市等が利息を一部負担する制度(※)です。

- (1) 農業近代化資金…認定農業者以外も対象者になり得ます。
農地の取得以外の殆どの用途に利用できます。
- (2) スーパーL資金…償還期限が最長で25年。農地の取得に利用できます。
- (3) スーパーS資金…原則1年で返済。短期運転資金として利用できます。

※市で主に取り扱う資金に絞って紹介しています。

融資機関独自の制度資金も数多くあるので、詳細は各融資機関にお尋ねください。

対象者は？

認定農業者、認定新規就農者、主農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体等が対象です。

農業近代化資金…認定農業者、認定新規就農者、農業所得が過半を占める農業者、農業関連の売上高が過半を占める法人、農業粗収入が200万円以上の農業者、農業粗収入が1,000万円以上の法人、集落営農組織、一定の要件を満たす任意団体、農業参入法人等

スーパーL資金、スーパーS資金…認定農業者

どのような事業内容？

資金を借りる際、通常の融資より低利で借りることができます。

交付条件は？

各融資機関の行う審査に通る必要があります。

手続はどうするの？

農業制度資金を取り扱う農協、銀行、日本政策金融公庫等にお問い合わせください。

資金別条件一覧

	近代化資金	スーパーL資金	スーパーS資金
主な資金用途	農機具等の導入、改良等		機械の修繕費等
	農業用施設等の造成、改良、取得等		小規模備品の購入費等
	果樹等の植栽、育成		種苗代や肥料代等
	家畜等の購入、育成		家畜等の購入費
	小規模な土地改良等 (農地の取得は不可)	農地の取得等	地代やリース料等
上限額(個人)	原則1,800万円	原則3億円	原則500万円
上限額(法人)	原則2億円	原則10億円	原則2,000万円
貸付金利	借入金額や借入期間及び時期等の条件で変動		
償還期限	原則15年(最長)	原則25年(最長)	原則1年以内

農業用機械等を導入したい(6)

農業用機械共同利用促進事業費補助金(市)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

兼業農家等の農業の継続を支援するため、3戸以上の農業者で農業用機械を共同購入した場合の経費について補助します。

対象者は？

北上市内に住所を有する3戸以上の農業者の代表者が対象です。(法人は除く。)

どのような事業内容？

- ・事業費の1/4以内の補助率で、農業用機械を共同購入した場合の購入費について、支援が受けられます。
- ・補助上限額は100万円です。
- ・対象となる機械は、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機(リモコン式、自走式又はトラクター作業機)、農業用ドローン及び排水対策機械(トラクター作業機)です。

交付条件は？

次の要件を満たす必要があります。

- (1) 共同購入した3戸以上の農業者のうち、半数以上の兼業農家を含むこと。
- (2) 機械購入費のうち、共同購入した農業者1戸当たりの負担割合が2分の1以内であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 購入した機械を耐用年数まで使用すること。(災害等、市長が認めた場合を除く。)

手続はどうするの？

上記の担当課にお問い合わせください。

農業用機械等を導入したい(7)

農業用先端技術機器等導入支援事業費補助金(市)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

兼業農家等の生産効率の向上及び省力化によるコスト低減等を図るため、先端技術機器等を導入する経費について補助します。

対象者は？

北上市内に住所を有する農業者が対象です。(法人及び集落営農組織を除く。)

どのような事業内容？

- ・事業費の1/4以内の補助率で、先端技術等を活用した農業用機器の導入について、支援が受けられます。
- ・対象となる機器は、農業用アシストスーツ、農業用ドローン、水稻用水管理システム等です。
- ・補助上限額は20万円です。(水稻用水管理システムは10万円)
- ・農業用ドローンは機器の補助に加えて、操作に必要な資格、認定等の新規取得に要する経費も申請が可能です。(上限5万円)

交付条件は？

次の要件を満たす必要があります。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 導入した機器を耐用年数まで使用すること。(災害等、市長が認めた場合を除く。)

手続はどうするの？

上記の担当課にお問い合わせください。

農業用機械等を導入したい(8)

集落営農連携促進等事業(国)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

集落営農の活性化に向けて、共同利用機械の導入のほか、人材の確保や新規作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓に向けた費用について補助します。

対象者は？

地域計画に位置付けられている北上市内に住所を有する組織の運営にかかる規約や定款が定められている集落営農組織

どのような事業内容？

- ・事業費の1/2以内の補助率で、共同利用機械の導入について、支援を受けることができます。
- ・人材の確保や新規作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓に向けた費用についても、支援の対象です。補助上限額は1,000万円です。
- ・集落営農組織の法人化を行った際には、25万円が交付されます。
- ・取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費(賃金等)を支援します。補助上限額は100万円上限/年で最長3年間です。

交付条件は？

次の要件を満たす必要があります。

- (1) 集落営農の活性化に向けたビジョンの作成を行うこと。
- (2) 上記ビジョンの達成に向けた成果目標を掲げること。

手続はどうするの？

上記の担当課にお問い合わせください。

畜産経営を拡大したい

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産クラスター事業)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

地域の関係者が連携し、地域全体で収益性向上を図る「畜産クラスター計画」を実現するため、施設整備や機械の導入(購入・リース)を支援します。

畜産クラスターとは

畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のことです。

対象者は？

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体(地域の畜産農家)が対象です。

どのような事業内容？

施設整備を支援する「施設整備事業」と、機械装置の導入を支援する「機械導入事業」の2つがあります。

事業別条件一覧

	施設整備事業	機械導入支援事業
事業内容	中心的な畜産経営体の施設整備の支援	中心的経営体の機械の導入(購入・リース)を支援
対象例	牛舎、豚舎、堆肥舎等	ホールクローブ収穫機、ロールベアラー等
補助率	整備費用の1/2以内	

手続はどうするの？

畜産クラスター計画に参画するために、北上市畜産クラスター協議会へ加入し、北上市畜産クラスター計画に行動計画や目標値を設定する必要があります。

注意点

交付元である国の予算が補正された場合に限り、交付される可能性があります。なお、配分枠は限られているため順番待ちとなる場合があります。

6次産業化に取り組みたい

新事業創出支援事業

担当課	産業雇用支援課産業連携係	TEL 72-8236
相談先	北上市産業支援センター	TEL 71-2181
	北上市農業支援センター	TEL 72-8311

本事業の役割

産業分野を問わず、新製品又は新サービスの開発又は提供、6次産業化、起業・創業などを行うことによる新事業創出等を積極的に支援します。

対象者は？

次のいずれかに該当し、市内に住所を有する市税を滞納していない方

- (1) 中小企業者(個人事業主を含む)又は年度内に起業を予定している個人
- (2) 第1次産業に従事する個人若しくは法人又は集落営農組織

※産地直売所を運営する農業者等も対象となります。

- (3) (1)・(2)に該当する者を主たる構成員とする3者以上で構成するグループ

※主たる構成員が市内に住所又は本拠地を有するとともに、主に市内で事業を行う場合は、市外の者が構成員になることも可能です。

補助対象事業は？

次のいずれかに該当する新事業

- (1) 新製品の開発又は提供
- (2) 新サービスの開発又は提供
- (3) 新販路の開拓
- (4) 新販売方法の導入
- (5) 6次産業化の事業(既に6次産業化を行っている事業を改善する事業も含む。)
- (6) その他市長が新事業と認めるもの

補助金の額は？

農業者等については、補助対象経費で発生した費用の2/3が補助金として交付されます。(最大100万円)

手続はどうするの？

- (1) 事業内容等について、北上市産業支援センター又は北上市農業支援センターへ事前に相談してください。事前相談は必須です。
- (2) 応募申請書の提出 (郵送や電子メール等も可)
4月17日～5月18日
- (3) 審査会(応募者は審査会で事業説明を行います。)
- (4) 補助金交付申請書の提出、交付決定
- (5) 事業の実施(交付決定後、令和9年3月末までに事業を終了すること。事前着手は不可。)
- (6) 事業報告書及び請求書の提出
申請書等については、市のホームページからダウンロードできるほか、産業雇用支援課で配布しています。



所有する山林の木材の運搬をしたい

木材流通促進事業

担当課

農林企画課農地林務係 TEL 72-8235

本事業の役割

木材生産を増やして供給体制の確立を図りつつ、森林所有者の収入増加を目的として、木材を運ぶ際に発生する経費に対して支援します。

対象者の要件は？

- ①申請者が市内に住所を有していること
- ②伐採対象が市内に所在する森林であること
- ③申請者が過年度の市税を滞納していないこと

どのような事業内容？

運搬する経費に対して、伐採木材の材積1立方メートルまたは重量1トン当たり1,000円の補助が受けられます。ただし、その額に100円未満の端数があるときは端数を切り捨てます。

交付条件は？

伐採木材(※1)を原木市場(※2)に運搬する作業において、1回当たりの作業で木材運搬量が0.5立方メートル以上であることが必要になります。

※1…市内で伐採された木材又は市内で伐採した後も山林に残置されている未利用材。

※2…森林組合連合会又は民間会社が経営する原木等を卸売りする場所、又は木材加工工場。

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ事前相談
- (2) 申請書の提出
- (3) 事業実施
- (4) 請求書の提出



作業道や里山林の整備をしたい

作業道等保全管理支援事業

担当課

農林企画課農地林務係 TEL 72-8235

本事業の役割

地域住民が主体の団体を対象として、有害鳥獣被害の抑止及び適正な森林の保全管理のため、作業道及び里山林の整備活動に対して支援します。

対象者の要件は？

3名以上で構成されている組織

どのような事業内容？

(1) 作業道刈払活動の補助

森林作業道の雑草除去活動の経費

(2) 作業道路面整備活動の補助

森林作業道の敷砂利等の路面整備活動の経費

(3) 里山林整備活動の補助

居住地域近くの森林における枯損木・生育不良木除去及び集積等の経費

(4) 森林整備作業の研修会開催の補助

市内で行う森林整備の技術及び知識習得に係る研修開催の経費

※補助金交付額は右記QRコードからご確認ください。



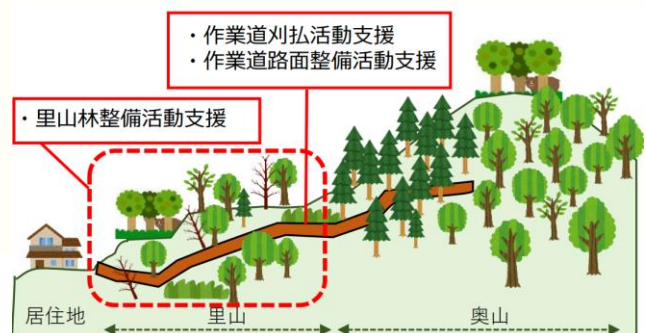
市ホームページ

補助対象の作業道及び森林

市内に存する森林整備のために開設された作業道及び居住地近くの森林

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ事前相談
- (2) 申請書の提出
- (3) 事業実施
- (4) 請求書の提出



農作物を鳥獣から守りたい、有害鳥獣を捕まえない

電気柵、箱わな設置による鳥獣対策(北上市鳥獣被害対策連絡協議会)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

【電気柵】対象者は？

農業者等が対象です。

【電気柵】本事業の役割

有害鳥獣の被害を現に受けている又は被害を受ける可能性が高い農地等に対して、農業者等による電気柵の設置に必要な資材の購入費等の1/2に対して補助が受けられます。

(上限100,000円) ※令和8年度中に補助率及び補助上限額が見直しとなる見込みです。

【電気柵】手続はどうするの？

- (1) 担当課から農業者等に対し、事業内容説明
- (2) 農業者等により電気柵の資材購入・設置
- (3) 申請書を担当課に提出
- (4) 補助金交付決定の通知
- (5) 請求書を担当課に提出
- (6) 補助金の支払

【ハクビシン等捕獲用箱わな】対象者は？

北上市に住所を置く者が対象です。

【ハクビシン等捕獲用箱わな】本事業の役割

ハクビシン等を捕獲しようとする市民に対し、捕獲許可及び箱わなを貸し出しています。

【ハクビシン等捕獲用箱わな】手続はどうするの？

- (1) 捕獲許可申請書と機材貸出申込書を担当課に提出
- (2) 許可証等の交付
- (3) 箱わな設置及び捕獲実施【設置期間は30日以内】
- (4) 許可証と箱わなを担当課に返却

狩猟免許取得の際に補助を受けたい

狩猟免許受験料補助金（北上市鳥獣被害対策連絡協議会）

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

対象者は？

北上市に住所を置いている狩猟免許受験者が対象です。

どのような事業内容？

わな猟及び第一種猟銃（装薬銃）免許を受験する際に、それぞれ2,600円の補助が受けられます。

手順はどうするの？

- (1) 補助金申請書と狩猟免許申請書の写し(収入証紙を添付)を担当課に提出
- (2) 補助金交付決定の通知
- (3) 補助金請求書を担当課に提出
- (4) 補助金の支払

このガイドに記載されている施策の公募に係る情報や、補正予算等で措置された支援策等を、農業者向けにメールで周知しています。

登録をご希望する方は、市ホームページをご参照ください。

右記のQRコードから市ホームページの該当ページにアクセスできます。



お問い合わせ先

北上市農林部農林企画課

〒024-8501 北上市芳町1番1号

TEL: 0197-72-8235

FAX: 0197-64-2171

URL: <https://www.city.kitakami.iwate.jp/index.html>

E-mail: nouki@city.kitakami.iwate.jp